

平成27年4月30日(木)

TEL: 099-253-6500 fax: 099-213-7033

会員各位

鹿行発 第17号 平成27年4月30日

鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



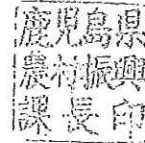
再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の取扱いの一部変更について  
鹿児島県農政部農村振興課より通知がありました。概要は以下のとおりです。

農 振 第 9 9 号

平成27年4月24日

鹿児島県行政書士会会長 殿

鹿児島県農政部農村振興課長



再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の取扱い  
の一部変更について (通知)

このことについては、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可  
の取扱いの変更について(平成26年10月14日付け農振第279号鹿児島県  
農政部農村振興課長通知)」により取り扱っているところですが、先般九州電力株  
式会社が再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答を再開したこと  
に伴い、九州電力株式会社との協議の結果、今後は同通知の取扱いを下記のと  
おり一部変更することとしましたので、貴会会員への周知等について御協力くだ  
さるようお願いいたします。

記

1 現行の取扱い

次の書類の添付を必須とし、事業実施の確実性を確認した上で、許可する。

- ① 経済産業省の発電設備認定通知書の写し
- ② 九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写し、又は工事費負担金請求書  
の写し

2 変更後の取扱い

次の書類の添付を必須とし、事業実施の確実性を確認した上で、許可する。

- ① 経済産業省の発電設備認定通知書の写し
- ② 九州電力株式会社が発行する系統連系承諾が確実であることが確認できる  
書類(「系統連系承諾通知書」の写し又は「工事費負担金請求書」の写し、若  
しくは「農地転用許可申請に必要な系統連系承諾通知書等に代わる回答書」)

※ 九州電力が発行する「農地転用許可申請に必要な系統連系承諾通知書等  
に代わる回答書」の様式は別添のとおり

3 適用時期

平成27年5月許可分から適用

【問い合わせ先】

鹿児島県 農村振興課 農地管理調整係  
TEL 099-286-3116 (直通)  
E-mail nouti@pref.kagoshima.lg.jp

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。  
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。  
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。  
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九電 太郎さま

九州電力株式会社 〇〇営業所



農地転用許可申請に必要な系統連系承諾通知書等に代わる回答書

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社（殿）の太陽光発電設備に係る接続契約のお申込みに関しましては、※1 必要書類を提出して頂き、当社電力系統への連系に必要な技術検討などが終了したのち、申込みの辞退が無い限り、系統連系を承諾することとしております。

ただし、これらの事務手続には一定の期間を要することから、農地転用許可申請の際において必要とされている当社の系統連系承諾通知書、又は工事費負担金請求書に代わる資料として、※2 この回答書を発行するものです。

※1 申込時期や技術検討内容により、必要書類や当社からの連系承諾の通知方法（系統連系承諾通知書又は工事費負担金請求書）および連系承諾の通知時期が異なります。

※2 本書面をもって系統への連系を承諾するものではありません。

敬具

お客様の契約内容について

受給地点（設備住所）〒890-8558 鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目6番16号		
受給最大電力（発電設備出力） 〇〇 kW		
電気方式 交流単相3線式	周波数 60 Hz	標準電圧 100Vまたは200V
お客さま番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇		

※ 契約内容に関するお問合せについては、以下へお願いします。

〇〇グループ 担当〇〇

Tel : 0120-986-〇〇〇



農 振 第 2 7 9 号  
平成26年10月14日

鹿児島県行政書士会会長 様

鹿児島県農政部農村振興課長

再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可の  
取扱いの変更について（通知）

このことについて、先般九州電力株式会社が「再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込みの回答保留」について発表したことを受け、今後の農地転用許可については、事業実施の確実性を確認するため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員への周知等について御協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 変更後の取扱い

次の書類の添付を必須とし、事業実施の確実性を確認した上で、許可する。

- ① 経済産業省の発電設備認定通知書の写し
- ② 九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写し、又は工事費負担金請求書の写し

#### 2 県及び農業委員会の対応

##### (1) 県受付済みのもの

- ・ 農業委員会を通じて、申請者に対し、上記1の①及び②の提出を指導する。
- ・ ①及び②の提出がない場合は、提出があるまで県農業会議への諮問を保留する。

##### (2) 農業委員会受付前のもの

- ・ 農業委員会は、申請者に対し、上記1の①及び②を添付するよう指導する。
- （①及び②が整った後申請するよう指導する。）

##### (3) 農業委員会受付済みのもの

- ・ 申請者に対し、上記1の①及び②の提出を指導する。
- ・ ①及び②の提出が間に合わない場合は、そのまま県に送達する。
- ・ 県は、①及び②の提出があるまで県農業会議への諮問を保留する。

#### 3 適用時期

平成26年10月許可分から適用

【問い合わせ先】  
鹿児島県 農村振興課 農地管理調整係  
TEL 099-286-3116 (直通)  
E-mail nouti@pref.kagoshima.lg.jp